

福山市教育委員会会議（第5回）議事日程

2021年（令和3年）8月27日

午後3時30分 於：教育委員室

日程第1	教育長の報告について 教育長報告	1
	事務局報告	
	1 一斉閉庁日の実施状況について	2
	2 コロナ禍における各学校の取組について	3
日程第2	議第31号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について	8
日程第3	議第32号 福山市教育委員会公印規則の一部改正について	9
日程第4	議第33号 福山市立常石ともに学園の就学に関する取扱いについて	11
日程第5	議第34号 2022年度（令和4年度）に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校（特別支援学級）用教科用図書の採択について	15
日程第6	議第35号 福山市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について	16
* 日程第7	議第36号 福山市文化財保護審議会への諮問について	
* 日程第8	議第37号 教育機関の廃止について	
* 日程第9	議第38号 議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について	
* 日程第10	議第39号 2022年度（令和4年度）福山市立福山高等学校の入学定員について	
* 日程第11	議第40号 臨時代理の承認を求めることについて（教職員の人事）	
* 日程第12	議第41号 臨時代理の承認を求めることについて（教職員の人事）	
* 日程第13	議第42号 臨時代理の承認を求めることについて（教職員の人事）	
* 日程第14	協議事項 第三次福山市教育振興基本計画の骨子（案）について	

* は非公開予定

教育長報告

8月	4日	水	
	5日	木	研修講師〔福山市私立幼稚園協会現職教員研修〕（ホテル 1-2-3 福山） 学校訪問（松永中）
	6日	金	
	7日	土	
	8日	日	第67回原爆・福山戦災死没者慰霊式（中央公園）
	9日	月	
	10日	火	
	11日	水	
	12日	木	
	13日	金	
	14日	土	
	15日	日	
	16日	月	
	17日	火	
	18日	水	
	19日	木	
	20日	金	
	21日	土	
	22日	日	
	23日	月	
	24日	火	初任者研修
	25日	水	
	26日	木	
	27日	金	広島県市町教育長会議〔リモート〕 第5回教育委員会会議

1 一斉閉庁日の実施状況について

(1) 趣旨

- 児童生徒及び教職員の心身の健康の増進
- 教職員のワーク・ライフ・バランスの推進及び休暇取得の促進
- 地球環境保護及び省エネルギーの推進

(2) 期間

- 8月12日(木), 13日(金), 16日(月)の3日間を市内一斉閉庁日とする。
- 上記期間の前後で, 状況に応じて, 各学校が閉庁日を設定できる。

(3) 実施日数

(校)

区 分	3日間	4日間	5日間	6日間	計
小学校	9	7	50	8	74
中学校	22	2	10	0	34
義務教育学校	0	0	1	0	1
高等学校	1	0	0	0	1

エ 水泳指導

(校)

区 分	学校プール		公共及び民間プール		計
	実施	中止	実施 (予定)	中止	
小学校・ 義務前期	14	47	13	1	75
中学校・ 義務後期 (※)	4	24	—	—	28
計	18	71	13	1	103

※ 中学校・義務教育学校後期のプール設置校は28校

[公共及び民間プール施設の利用状況・計画]

利用施設		校名	期間
公共	福山通運	南小	7月26日～ 9月13日
	ローズアリーナ	光小	7月27日～ 9月14日
	松永健康 スポーツセンター	本郷小	10月 (調整中)
		柳津小	9～10月 (調整中)
		金江小	中止 (計画：6月中旬～7月中旬)
	うつみ市民交流 センター	内海小	6月28日 7月5日
内浦小		7月5日, 26日	
民間	福山スイミング	泉小	6月21日～ 7月26日
		津之郷小	9月 6日～10月18日
	ルネサンス春日	引野小	6月25日～ 7月30日
		長浜小	9月 3日～10月 8日
	スポーツクラブ ビッグラン	福相小	6月21日～ 7月27日
		有磨小	6月24日～ 7月29日
	セントラル スポーツ	霞小	7月 7日～ 9月29日

《中止の金江小学校は、他の行事等との兼ね合いにより、2学期以降への延期が困難なため》

オ その他行事における工夫例

- オンラインの活用
 - ・ 始業式・終業式、朝会や生徒総会、防犯教室等のライブ配信
 - ・ 児童会・生徒会役員選挙のリモート投票
 - ・ 本の読み聞かせ 等
- ペア学年、縦割りグループで分散した児童会・生徒会活動
- 学年・地域別参観日や複数日の期間を設定した参観日 等

(2) 学習端末の活用状況

ア 端末利活用状況等の実態調査から（令和3年7月 文部科学省）

(ア) 小学6年生及び中学3年生の利活用の頻度 (校)

区 分	小学校・ 義務前期	中学校・ 義務後期
ほぼ毎日、利活用している	6 2	3 3
週に数回、利活用している	1 3	2
月に数回、利活用している	0	0
計	7 5	3 5

(イ) 平時の持ち帰りの状況 (校)

区 分	小学校・ 義務前期	中学校・ 義務後期
平時においても実施している	7 5	3 5
平時に持ち帰り学習を実施するため準備中	0	0
平時の持ち帰り学習を実施・準備していない	0	0
計	7 5	3 5

イ 活用例

(ア) 学習アプリ

- Google クラウドルーム等による考えの集約や共有
- AI型ドリルによる個別の課題に応じた単元の復習
- 実験、実技等の動画の視聴

(イ) Web会議システム

- 緊急事態宣言下の外国語活動で、ALTとオンライン授業
- 海外の児童生徒、海外在住の日本人など外国に住む人との交流
- 教室以外の場所（保健室、フリースクール等）で過ごす児童生徒への授業・面談等

(ウ) 写真・動画撮影

- 植物や動物等の成長記録
- マット、跳び箱運動など、動画を撮影し合い、改善点等の話し合い

(エ) メール等

- 各家庭へ学級通信、宿題などを配付
- 保護者、児童生徒アンケート

ウ 教職員研修

(ア) 端末活用に係る研修

研修名	月日	参加者		内 容
		校数	人数	
【基礎】 ベーシック 研修	7月14日	14	22	基本的な操作に関する知識・技能について ・端末の特徴や基礎的な操作方法 ・Google アプリケーションの活用
	7月16日	17	22	
	7月21日	18	22	
【標準】 スタンダード 研修	5月10日	18	19	授業や生活での具体的な活用方法について ・端末の特徴や操作方法 ・Google アプリケーションの活用
	5月13日	21	22	
	6月25日	20	22	
【発展】 アドバンス 研修(※)	8月18日	37	37	意図や目的に応じた効果的な活用方法について ・専門的な操作方法 ・実践的な活用の体験
	8月19日	38	38	
	8月20日	34	34	

※「アドバンス研修」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための早期集中対策期間により、2学期に延期

(イ) 情報モラル等に係る研修

研修名	月日	参加者		内 容
		校数	人数	
教職員 ニーズ研修 (オンライン)	7月16日	6	50	教職員から要望のあった「デジタル・シテ ィズンシップ教育」に係る研修 ・デジタル・シティズンシップ教育とは ・「情報モラル教育」との違いについて

(ウ) 授業支援アプリ「ロイロノート・スクール(※)」の活用に係る研修

研修名	月日	参加者		内 容
		校数	人数	
一斉研修 (オンライン)	5月24日	15	140	基本操作及び活用方法について ・具体的な活用場面と方法 ・実践事例の共有
	5月25日	19	242	

※ 考えや動画・写真等の情報を個々に発信し、集約、共有、交流できる授業支援アプリ

(3) 2学期のスタートに向けた分散登校の実施

ア 趣旨

新型コロナウイルス感染症について、デルタ株への置き換わりが進み、児童生徒への感染が広がっている状況を踏まえ、学校の実態に応じて、クラスター発生防止を目的に、オンライン学習と教室での授業を組み合わせた分散登校を実施する。

イ 期間

9月1日（水）～9月12日（日）

9月13日（月）以降の対応は、本市の感染状況を踏まえ判断する。

ウ 内容

(ア) 小学校、中学校及び義務教育学校

① 対象

空調が整備されている特別教室の活用も含め、教室で、原則1.5メートル以上の身体的距離が確保できない学年

② 方法

学年の人数がおよそ50%となるよう、午前・午後の入れ替え制で登校する。

③ 留意点

- 給食は、児童生徒全員が喫食できるように時間割等を設定する。
- 特に、小学校1年生から3年生の児童については、保護者のサポートがあることを前提とする。家庭の事情で登校を希望する場合は、教室で学習できるよう配慮する。

(イ) 福山中高等学校

多方面から公共交通機関等を活用して登校しており、通学時間を踏まえると、午前・午後の分散登校が困難である。したがって、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」のレベル3の行動基準に基づき、感染症対策を徹底したうえで教育活動を行う。

エ 家庭での学習

- 積極的にオンラインを活用する。
- 自宅でオンライン学習等を受けることが困難な児童生徒については、Wi-fi環境が整備された特別教室を開放するなど、登校してオンライン学習等を受けることができるよう配慮する。
- 感染により登校できない児童生徒、感染の不安により登校が困難な児童生徒に対しても、同様に、オンライン学習等を行う。その際、家庭環境等により、自宅でオンライン学習等を行うことが困難な児童生徒については、紙の教材等により家庭学習を支援する。

議第 3 1 号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するほか、市民への説明責任を果たすため、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を毎年度行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表する。

2 点検及び評価の対象

2 0 2 0 年度（令和 2 年度）の教育委員会の活動状況及び 2 0 1 7 年（平成 2 9 年）3 月に策定した第二次福山市教育振興基本計画に基づく「就学前教育」、「学校教育」、「生涯学習・社会教育」、「文化財」の各分野の取組

3 点検及び評価の方法

ア 点検及び評価の視点

数値指標のほか、主な取組に係る実績数値などから総合的に判断して、「順調」「おおむね順調」「やや遅れ」「遅れ」の 4 段階で評価

イ 学識経験者の知見の活用

教育に関し学識経験を有する 3 名の者から意見を聴取

4 教育委員会点検・評価報告書

【別冊資料 1】参照

議第 3 2 号

福山市教育委員会公印規則の一部改正について

福山市教育委員会公印規則の一部改正については、別紙のとおりとする。

○改正の概要

(改正理由)

2022年(令和4年)4月に福山市立常石ともに学園を設置することに伴い、所要の改正を行う必要がある。

(改正要旨)

別表に、新たなひな型の福山市立小学校印及び福山市立小学校長印を追加するもの。

(別表関係)

公印名	ひな型	書体	寸法
福山市立小学校印	12の2	てん書	方45ミリメートル
福山市立小学校長印	12の3	てん書	方20ミリメートル

(施行期日)

2022年(令和4年)4月1日

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

福山市教育委員会公印規則（昭和41年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				現行			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
公印名	ひな型	書体	寸法	公印名	ひな型	書体	寸法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
福山市立小学校印	9	てん書	方45ミリメートル	福山市立小学校印	9	てん書	方45ミリメートル
福山市立小学校印	12の 2	てん書	方45ミリメートル	(新設)			
福山市立小学校長印	10	てん書	方20ミリメートル	福山市立小学校長印	10	てん書	方20ミリメートル
福山市立小学校長印	12の 3	てん書	方20ミリメートル	(新設)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議第33号

福山市立常石ともに学園の就学に関する取扱いについて

福山市立常石ともに学園(イエナプラン教育校)に入学又は転入学を希望する児童の就学に関する取扱いについて、次のとおり定めるものとする。

1 定員

180人

※各学年 30人

2 募集人数

第1学年 30人

第2学年から第6学年まで 在籍児童数を考慮し、教育委員会が定める人数

3 通学区域

市内全域

※市外からの通学は、定員を満たさない場合に限り許可する。(区域外就学)

4 通学条件

児童が、徒歩又は公共の交通機関を利用し、又は保護者の責任において送迎により通学できること。

5 手続き

入学又は転入学を希望する児童の保護者は、教育委員会が定める期間内(11月上旬)に申請する。

6 抽選

申請者が募集人数を超える場合は、抽選を行う。

ただし、新1年生について、上位学年に兄弟がいる場合は、抽選をせず、入学を許可する。

7 その他

2021年度(令和3年度)において、常石小学校に在籍している児童(第6学年を除く。)については意向を聴取し、希望者は常石ともに学園への就学を認める。

(参考)

福山市立常石ともに学園の就学に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則（昭和44年教育委員会規則第12号。以下「通学規則」という。）第3条第3項の規定に基づき、市内全域からの入学又は転入学を認める福山市立常石ともに学園（以下「常石ともに学園」という。）の就学に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(根拠制度)

第2条 第1学年は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）第32条第1項の規定による学校選択制度及び第2学年から第6学年までは、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第8条の規定による指定学校変更申立許可運用基準に基づく特例として、一定の要件のもとに入学又は転入学を許可するものとする。

(定員)

第3条 常石ともに学園の児童の定員は180人とし、各学年30人とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを超えることができる。

(募集人数)

第4条 常石ともに学園に入学又は転入学することができる児童の学年及び人数（以下「募集人数」という。）は、次のとおりとする。

(1) 第1学年 30人

(2) 第2学年から第6学年まで 在籍児童数を考慮し、教育委員会が定める人数

(就学の時期及び期間)

第5条 常石ともに学園に入学又は転入学する時期は、毎年4月1日とする。

2 常石ともに学園に就学する児童は、原則として卒業するまでの期間在籍するものとする。

3 児童又は当該児童の保護者の事情により通学が困難となった場合は、教育委員会は常石ともに学園の校長と協議の上、当該児童の住所地を通学区域とする小学校又は義務教育学校（以下「所属学校」という。）等に当該児童を就学させることができるものとする。

(就学の要件)

第6条 保護者は、次の各号すべてに該当する場合には、常石ともに学園への入学を願い出ることができる。

(1) 児童及び当該児童の保護者が、原則として福山市内に住所を有する者又は入学を願い出る年度の3月末までに住所を有する予定である者

(2) 児童の保護者が、常石ともに学園の教育方針に賛同し、諸活動に協力すること

(3) 児童及び当該児童の保護者が卒業まで在籍する意思を有すること

(4) 児童が徒歩又は公共の交通機関を利用し、又は保護者の責任において送迎により通

学することができること。なお、通学にかかる交通費については、保護者が負担すること

(申請等)

第7条 常石ともに学園に入学を希望する児童の保護者（以下「入学希望者」という。）は、「常石ともに学園入学申請書（兼指定学校変更申立書兼転入学届）」（以下「申請書」という。）を所定の申請期間内に教育委員会に提出しなければならない。

(許可)

第8条 教育委員会は、前条の申請書が提出された場合において、第6条に定める就学の要件に該当し、入学希望者の数が募集人数以内であるときには、入学を許可するとともに、「入学許可通知書」（以下「許可書」という。）を当該入学希望者に交付するものとする。

(抽選)

第9条 教育委員会は、入学希望者の数が、募集人数を超えた場合については、抽選により入学を許可する者を決定し、許可書を当該入学を許可する者に交付するものとする。

2 教育委員会は、前項の抽選を行う場合は、当該抽選の対象となる児童の保護者に対して、抽選を実施する旨の通知を行う。

3 抽選は、公開とする。

4 同学年の2人以上の兄弟姉妹が希望している場合は、併せて1回の抽選とする。

5 抽選の結果当選しなかった者は、補欠として登録し、併せて補欠の順位を決定する。

(補欠登録者の繰上げ)

第10条 前条第5項の規定により補欠として登録された者（以下「補欠登録者」という。）は、抽選の結果当選した者が辞退した場合は、補欠の順位上位の者から順次繰り上げるものとする。

(就学校の指定)

第11条 第1学年について、福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則（平成14年教育委員会規則第7号。以下「管理規則」という。）第4条の入学期日及び学校指定通知書発行までに第8条又は第9条第1項の許可書が交付されない場合は、所属学校を就学すべき学校として指定するものとする。

(転入学する場合の準用)

第12条 第6条から前条までの規定は、政令第8条の規定に基づく指定学校の変更により、常石ともに学園に転入学する場合に準用する。この場合において、第6条から第9条までの規定中「入学」は「転入学」に、「入学希望者」は「転入学希望者」に読み替え、第7条の申請書は、管理規則第6条の指定校変更申立書とみなす。

(中学校等への入学)

第13条 常石ともに学園に在籍する児童が中学校へ入学するときは、原則として、当該児童の住所地を通学区域とする中学校又は義務教育学校を就学すべき学校として指定するものとする。

(入学の取消)

第14条 教育委員会は常石ともに学園への就学を許可した後において、申請の事実と異なる

り、学校運営に支障があると認めるときは、就学許可を取り消すことができる。

(市外からの入学等)

第15条 入学希望者の人数が、募集人数を満たしていない場合は、政令第9条の規定に基づく区域外就学により、入学又は転入学することができるものとする。その場合、児童は保護者の責任において、送迎等により通学するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、常石ともに学園の就学に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、2022年(令和4年)4月1日から施行する。ただし、第4条、第6条から第12条まで及び第14条の規定は、2021年(令和3年)10月1日から施行する。

議第34号

2022年度（令和4年度）に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校（特別支援学級）用教科用図書の採択について

2022年度（令和4年度）に福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級で使用する教科用図書を審議の上、採択する。

【別冊資料2】参照

議第 3 5 号

福山市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について

福山市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正については、別紙のとおりとする。

○改正の概要

(改正理由)

福山高等学校の入学志願者数の状況をかんがみ、県内全域から優秀な人材を確保するため、所要の改正を行うもの。

(改正要旨)

通学区域を「福山市、尾道市、三原市、府中市、神石高原町」から「広島県一円」に改めるもの。
(別表関係)

(施行期日)

2022年(令和4年)4月1日

(補足説明)

福山高等学校の志願者数等の推移

年度	志願者	志願倍率	定員
2016 (平成 28)	1 2 3 (1)	1. 3 5	9 1
2017 (平成 29)	1 5 0	1. 6 7	9 0
2018 (平成 30)	1 2 9	1. 5 2	8 5
2019 (平成 31)	9 5	1. 0 8	8 8
2020 (令和 2)	9 6	1. 0 8	8 9
2021 (令和 3)	9 0	1. 0 2	8 8

※ () は併設型高等学校の帰国生徒等の特別選抜枠で外数

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市立高等学校の通学区域に関する規則

福山市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年福山市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
校名	区域	校名	区域
福山市立福山高等学校	<u>広島県一円</u>	福山市	福山市
			<u>尾道市</u>
			<u>三原市</u>
			<u>府中市</u>
			<u>神石郡</u>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。